

【別 表】

事業内容	事業実施主体	採択基準等	補助率等
<p>1 災害の被害から農林水産業経営の再開に必要な次の経費に対し助成する。</p> <p>(1) 資材, 器具, 機器等の購入 ただし, 被災により使用できなくなった資材を対象とする。ただし, 収穫前に被災した水稲ほ場において, 次年度の水稲作付を可能とするための土壌改良資材等については対象とする。</p> <p>(2) 機械, 施設等の修繕</p> <p>(3) 被災農地等の簡易な復旧 ただし, 汎用性の高い器具, 機器や機械に関するものは対象外とする。</p> <p>2 出荷額の回復につながる販売活動に必要な経費に対し助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売促進グッズの作成費</li> <li>・チラシ, パンフレットの作成費</li> <li>・出店料</li> <li>・参加旅費</li> </ul> <p>ただし, 事業実施主体の人件費, 日当は対象外とする。</p>	<p>被害報告のあった販売農家, 畜産農家, 漁業者等</p>	<p>以下のすべてを満たしていること。</p> <p>1 農林水産業被害報告書取りまとめ要領(平成12年12月27日付け2農産第1437号)に基づき府に報告されたものであり, かつ本市に主な経営基盤を持つこと。 ただし, 機械施設等の修繕のうち, パイプハウスについては原則破損の程度が小破以下のものを対象とする。</p> <p>2 市職員, 府普及指導員等による伴走支援(被災状況の確認, 相談対応, 助言等)を受けて, 農業者等復旧応援事業実施計画書が作成されていること。</p> <p>3 1の(1)の事業内容については, 災害の発生した月を含む4箇月後の月末までに使用するものであること。</p> <p>4 他の復旧事業との重複申請とならないもの。</p>	<p>1 補助率 1/2以内</p> <p>2 補助金額 1 事業実施主体あたり10万円を上限とする。 ただし, 共済金及び府実施要領に基づく補助金と補助金の合計が事業費を超えない範囲において補助を行う。</p>